

公務員地域別俸給加算に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年二月五日

小川友三

参議院議長 松平恒雄 殿

昭和廿參年貳月拾六日

公務員地域別俸給加算に関する質問主意書

公務員の地域別俸給加算に修正すべき点が多い、例えば國鉄関係だけにても大都會が特甲地にて參割の加俸であり關東地域の市が甲地にて貳割の加俸である、之の關東地域の市と東京都で壹割の差があるが、物價は同一であるので甲地の人々は差別待遇に生活苦で苦しんである。關西にても中京地区にても然りであるから政府は特甲地としてこれ等大都市近くの市の公務員を待遇すべきであるが処見を問う。

又、乙地域の待遇の人々はこの甲地たる市区域外の町の人である、市と物價の差は全くないばかりか、かえつて町の方が商人が、一、二割の利益を得て物品を賣るので、物價は高いのに乙地域として壹割しか手當がないのは甲地域として待遇すべきであるが政府の公平なる処見と政策の變更を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。